

会計情報

Vol. 576
2024.8

Accounting, Tax & Consulting

サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準公開草案の解説(第2回)

サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期等の検討状況-サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキンググループでの検討概要(その1)-

iGAAP in Focus 財務報告 IASBが金融商品の分類及び測定の変更事項の修正を公表



	ページ	
会計・監査	2	サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準公開草案の解説(第2回) 公認会計士 吉村 航平
	8	サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期等の検討状況 ーサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討概要(その1)ー 公認会計士 清水 恭子
	14	金融庁:「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表 『会計情報』編集部
	15	金融庁:「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表 『会計情報』編集部
	16	ASBJ:「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の公表 『会計情報』編集部
	17	ASBJ:移管指針「移管指針の適用」等の公表 『会計情報』編集部
IFRS	19	iGAAP in Focus 財務報告 IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
	24	iGAAP in Focus 財務報告 IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
会計基準等開発動向	27	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準公開草案の解説（第2回）

公認会計士 よしむら こうへい 吉村 航平

サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）は、2024年3月29日に、以下の3つの公開草案（以下あわせて「本公開草案」という）を公表した¹。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下「適用基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という）

本解説記事では2回にわたり、本公開草案の提案の概要について、IFRSサステナビリティ開示基準との相違点にも触れながら解説する。この第2回では、「一般基

準案」及び「気候基準案」の概要について解説する。

1. 一般基準案の概要

一般基準案は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている。一般基準案は、主にサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示すべき事項（コア・コンテンツ）を、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という）におけるコア・コンテンツの定めと整合的に定めている。

項目	主な内容
目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定める
範囲	SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり適用する SSBJが公表する他のサステナビリティ開示テーマ別基準が、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている場合、これに従う

¹ https://www.ssb-j.jp/news_release/400713.html

項目		主な内容
用語の定義		
コア・コンテンツの開示	ガバナンス	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報 サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する情報
	戦略	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会 当該リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響 当該リスク及び機会の財務的影響 <ul style="list-style-type: none"> 当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（現在の財務的影響） 短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響（予想される財務的影響） 当該リスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響 レジリエンス（定性的評価に加え、該当ある場合は定量的評価）
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報 サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報 上記のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報
	指標及び目標	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関する以下の指標（主な産業別の指標を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用されるサステナビリティ開示基準が要求している指標 以下のものを測定し、モニタリングするために用いている指標 <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連のリスク又は機会 サステナビリティ関連のリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス <p>該当ある場合、以下の目標に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標 企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標
適用時期等	適用時期	強制適用時期は本公開草案では定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる
	経過措置	<p>適用初年度における経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 比較情報の開示は要求されない 気候関連のリスク及び機会に関する情報のみ開示することができる

2. 気候基準案の概要

気候基準案は、一般目的財務報告書の主要な利用者が

企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めている。

項目	主な内容
目的	一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定める
範囲	企業がさらされている気候関連のリスク（気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクを含む）及び企業が利用可能な気候関連の機会に適用する

項目		主な内容
用語の定義		
コア・コンテンツの開示	ガバナンス	<p>気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報 気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する情報
	戦略	<p>気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できる情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会 当該リスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響 当該リスク及び機会の財務的影響 <ul style="list-style-type: none"> 当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響（現在の財務的影響） 短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響（予想される財務的影響） 当該リスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響 気候レジリエンス
	リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報 気候関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報 上記のプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報
	指標及び目標	<p>気候関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業横断的指標等に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス²排出量 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動 資本投下 内部炭素価格 報酬 産業別の指標
	目標	<p>該当ある場合、以下の目標（温室効果ガス排出目標を含む）に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した気候関連の目標 企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている気候関連の目標 <p>温室効果ガス排出目標を開示する場合、以下の事項を開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> 7種類の温室効果ガスのうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの スコープ1温室効果ガス排出、スコープ2温室効果ガス排出及びスコープ3温室効果ガス排出のうち、温室効果ガス排出目標の対象となっているもの 温室効果ガス排出目標は、総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものか 温室効果ガス排出目標がセクター別脱炭素アプローチを用いて算定されたかどうか 温室効果ガス排出の純量目標がある場合、当該目標を達成するために使用する計画があるカーボン・クレジットに関する説明

2 気候基準案では、「京都議定書に記載されている7種類の温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、三フッ化窒素（NF₃）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）をいう」とされている。

項目		主な内容
適用時期等	適用時期	強制適用時期は本公開草案では定められていないが、公表日以後終了する年次報告期間に係る気候関連開示から適用することができる
	経過措置	適用初年度における経過措置 <ul style="list-style-type: none"> ● 比較情報の開示は要求されない ● 温室効果ガス排出の測定に、以下の方法以外の測定方法を用いていた場合、継続して用いることができる <ul style="list-style-type: none"> ➢ GHGプロトコル（2004年） ➢ 法域の当局又は企業が上場する取引所が要求している方法 ● スコープ3温室効果ガス排出（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）の開示は要求されない

(1) 気候レジリエンス

気候基準案における気候レジリエンスに関する定めは、IFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という）と整合的なものとなっている。

① 気候レジリエンスの評価の実施時期と気候関連のシナリオ分析の実施時期

気候レジリエンスの評価は、気候関連のシナリオ分析に基づき、報告期間ごとに実施することが要求される。ただし、この気候関連のシナリオ分析は、最低限、戦略計画サイクルに沿って更新しなければならないが、必ずしも報告期間ごとに実施することは要求されず、例えば前報告期間に実施したシナリオ分析の内容に基づいて、当報告期間の気候レジリエンスの評価を行う場合も想定されている。

② 気候関連のシナリオ分析の実施

気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いることが要求されている。この企業の状況を評価するにあたり、以下の事項を考慮することが要求されている。

- 気候関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー
- 気候関連のシナリオ分析のために企業が利用可能なスキル、能力及び資源

気候基準案別紙Aでは、気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチに関して、追加的な定めが表示されている。例えば以下のような場合は、企業の状況に照らして、定量的なアプローチや技術的に洗練されたアプローチが要求される可能性は低くなると考えられる、とされている。

- 企業がさらされている気候関連のリスク又は機会がほとんどない又は深刻度が低い場合
- 気候関連のシナリオ分析を使用し始めたばかりで、そのスキル、能力及び資源が十分でない場合

(2) 温室効果ガス排出量（産業横断的指標等）

産業横断的指標等の1つとして、当報告期間中に生成した温室効果ガス排出の絶対総量（温室効果ガス排出量）について、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出に区分して開示することが要求されている。温室効果ガス排出量は、CO₂相当のメートル・トンにより表示しなければならないが、絶対総量が多い場合はキロ・トン、メガ・トン又はギガ・トンの単位を用いて表示することもできる。

① 温室効果ガス排出の測定方法

温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」という）に従って測定することが要求されている。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。

気候基準案の結論の背景においては、我が国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という）に基づく温室効果ガス排出量の報告は、「法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合」に該当すると考えられる、と説明されている。

② 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告

温室効果ガス排出の測定にあたり、温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、以下のことが要求される。

- サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いる（すなわち、公表承認日において未提出のデータは用いることができない）
- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の差異が1年を超える場合、以下の事項を追加的に開示する

- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の差異が1年を超えている旨
- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間
- 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間の末日からサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間の末日までの間に、企業の温室効果ガス排出に関する重大な事象が発生したか又は状況の重大な変化があった場合、その内容及び影響

③ スコープ2温室効果ガス排出

スコープ2温室効果ガス排出³を測定するにあたっては、以下の2つの方法が考えられる。

- ロケーション基準：地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法
- マーケット基準：電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法

気候基準案では、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならないと定められている。またこれに加えて、少なくとも以下のいずれかの事項を開示することが要求されている。

- 契約証書を企業が有している場合、スコープ2温室効果ガス排出を理解するうえで必要な、当該契約証書に関する情報（IFRS S2号における要求事項と同じ）
- マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量及びその測定方法

④ スコープ3温室効果ガス排出

スコープ3温室効果ガス排出⁴については、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記述されているスコープ3カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することが要求されている。

⑤ ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報

報告企業が、資産運用、商業銀行又は保険に関する活動のうち1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示することが要求されている。この「ファイナンスド・エミッションに

関する追加的な情報」の内容は、それぞれの活動について、気候基準案別紙Cに定められている。例えば商業銀行に関する活動の場合、ファイナンスド・エミッションの絶対総量についての、産業別及び資産クラス別の分解などが定められている。

このように、上述の活動を行う場合には、温室効果ガス排出の絶対総量に関する情報（スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出に区分して開示した情報）に加え、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が必要になる。ただし気候基準案では、このような活動を業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていない場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示は要求されない旨の定めが追加的に設けられている。

⑥ 温室効果ガス排出の測定アプローチ

報告企業に含める温室効果ガス排出の範囲を決定する方法について、GHGプロトコル（2004年）に定める以下の測定アプローチのうちの1つを選択することが要求されている。

- 持分割合アプローチ：子会社等の投資先の温室効果ガス排出量のうち、持分割合相当を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ
- 経営支配力アプローチ：子会社等の投資先の意思決定機関に対する支配力を通じて、当該投資先の経営方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、当該投資先の温室効果ガス排出量の100%を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ
- 財務支配力アプローチ：子会社等の投資先の活動から経済的利益を得る目的で、契約等により当該投資先の財務方針を決定する力を持つ場合、持分割合によらず、経済的実質を反映する割合において当該投資先の温室効果ガス排出量を報告企業の温室効果ガス排出量に含めるアプローチ

これらの測定アプローチの選択に関して、温室効果ガス排出の測定にあたり、以下の事項を開示することが要求されている。

- 選択した測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのいずれか）
- 当該アプローチを選択した理由
- 選択した当該測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているか
- 当報告期間において測定アプローチを変更した場合、その変更の内容及び変更の理由

3 気候基準案においては、「報告企業が消費する、購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出」と定義されている。

4 気候基準案においては、「報告企業のバリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出（スコープ2温室効果ガス排出に含まれないもの）」と定義されている。

⑦ 異なる算定期間の情報の使用（バリュー・チェーン）

温室効果ガス排出に関する開示を行うための温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が、報告企業の報告期間と異なる場合がある。このような場合で、以下の要件をすべて満たすときは、当該情報を使用することができる。

- 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。
- バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである。
- バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の

算定期間の末日と、報告企業の一般目的財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示する。

(3) 気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する開示（産業横断的指標等）

気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会については、それぞれ、少なくとも以下のA又はBのいずれかの事項を開示することが要求される。いずれもAはIFRS S2号における要求事項と同じ定めである一方、BはIFRS S2号と全く同じでないものの、気候基準案で追加的に設けられている選択肢であり、その開示目的を満たす情報の開示を要求する定めとなっている。

気候関連の移行リスク	A) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ B) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の物理的リスク	A) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ B) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報
気候関連の機会	A) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ B) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報

(4) 内部炭素価格（産業横断的指標等）

内部炭素価格に関する開示については、IFRS S2号と整合的に、内部炭素価格を意思決定に用いている場合、以下の事項に関する情報の開示が要求されている。

- 内部炭素価格の適用方法(例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析)
- 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格(温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す)

これに関して、気候基準案では以下の場合を想定し、内部炭素価格に関する追加的な定めを設けている。

① 同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合

内部炭素価格を開示するにあたり、それぞれの内部炭素価格を開示することが要求されるが、この同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で示すことができる。

② 複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合

それぞれの目的について、上記の事項（内部炭素価格の適用方法、内部炭素価格）に関する情報を開示することが要求されている。

(5) 報酬（産業横断的指標等）

報酬に関する開示については、IFRS S2号と整合的に、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、以下の事項に関する情報を開示することが要求されている。

- 気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法
- 当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合

しかし、役員報酬の評価項目は、必ずしも気候関連の評価項目とそれ以外の評価項目とに区分して識別できるとは限らないと考えられる。そのため、気候基準案では、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており（例えば、役員報酬の評価項目が、気候関連以外の生物多様性や人的資本といった項目とあわせてサステナビリティ関連全般となっている場合）、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、上記の事項を開示することができる定めが設けられている。

以上

サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期等の検討状況

ーサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでの検討概要（その1）ー

公認会計士 しみず きょうこ 清水 恭子

1. はじめに

2024年2月19日に開催された第52回金融審議会総会（以下「金融審議会」という）において、金融担当大臣からサステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討が諮問され、有識者による「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という）が設置された。

WGでは、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という）が開発するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）の適用対象や適用時期、サステナビリティ情報の保証のあり方等について検討を行うこととされ、具体的な検討が現在進行中である。

本稿では、WG設置の背景及び概要について解説するとともに、現在WGで検討中のサステナビリティ開示基準のあり方、適用対象、適用時期、サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング（二段階開示や同時開示の方法）等の議論の概要について解説する。

なお、WGで現在検討中のその他の論点（サステナビリティ情報の保証制度の導入における論点、Scope3のGHG排出量の開示に係る論点、サステナビリティ情報に係る重要性の考え方やセーフハーバーのあり方、任意開示の促進に向けた取組等）については、本誌次号以降で解説予定である。

2. ワーキング・グループ設置の背景及び概要

(1) ワーキング・グループ設置の背景

① 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示

サステナビリティ情報の開示については、2023年3月期の有価証券報告書から開示が始まっている¹。

これは、2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告一中期の企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー」において、投資家にわかりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、サステナビリティ情報を一体的に提供する枠組みとして、有価証券報告書に独立した記載欄を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示を行う旨の提言を踏まえたものである。

しかし、その記載内容については具体的な開示基準が定められていないため、2023年3月期の有価証券報告書の作成においては、金融庁から「各企業の取組に応じて記載していくことが考えられる」旨の考え方が示されていた²。

金融審議会及び第1回WGの資料では、今後、サステナビリティ情報の開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要³であるとの考えが示されていた。

② SSBJ基準の公開草案の公表

SSBJより、2024年3月29日に、SSBJ基準の公開草案が公表されている。SSBJでは、日本のサステナビリティ情報に係る開示基準について、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）が公表している国際基準（以下「ISSB基準」という、2023年6月に最終化）と整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発し、これを有価証券報告書に取り込んでいくことを想定しており、2025年3月末までに確定基準を公表することを目標としている（SSBJ基準の詳細については、本誌Vol.575 2024年7月号及び同Vol.576 8月号の解説「サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準公開草案の解説」を参照されたい）。

当初SSBJでは、全ての有価証券報告書提出会社につ

1 2023年1月に有価証券報告書等の記載内容を定めた「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）が改正され、有価証券報告書の第2【事業の状況】に、2【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄が新設された。

2 出所：「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日）No.79、80他

3 出所：金融審議会総会資料1説明資料P.1、及び第1回WG事務局説明資料P.2

いてSSBJ基準を適用することを前提に基準開発を行っていた。しかし、金融庁から、「SSBJ基準の適用対象については、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所プライム上場企業（以下「プライム上場企業」という）ないしはその一部）から始めることが考えられる」との方向性が示されたため、SSBJではプライム上場企業に適用することを想定して一部軌道修正を行った。

SSBJ基準には、適用対象企業や適用時期等についての具体的な定めがないが、今後、金融庁における法令上の手当てがなされることを前提としているためであり、金融審議会においても、SSBJ基準の公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる³、との見解が示されている。

③ 法改正を視野に入れた検討

投資家からは、サステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことの重要性が、金融審議会で指摘されている³。

(2) サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの設置

前述(1)の①②③のような背景を踏まえ、2024年2月19日の金融審議会でWGの設置が、金融担当大臣の諮問を受けて決定した。WGでは、SSBJ基準の具体的な適用範囲や適用時期、保証制度の導入について検討することが想定されている。

WGは、大学教授等の学識経験者、有価証券報告書の利用者である投資家、有価証券報告書の作成者である企

業、ISO認定機関、公認会計士、弁護士など、座長と20名の委員により構成され、様々な立場の資本市場のステークホルダーから意見が聴取されている。

また、オブザーバーとして、SSBJ、東京証券取引所、日本監査役協会、日本経済団体連合会、関西経済連合会、日本公認会計士協会、日本労働組合総連合会、日本銀行、法務省、財務省、経済産業省、環境省が参加している。

なお、本稿執筆時点で、すでに3回のWGが開催（第1回：2024年3月26日、第2回：2024年5月14日、第3回：2024年6月28日）されており、WGにおける検討が継続中である。

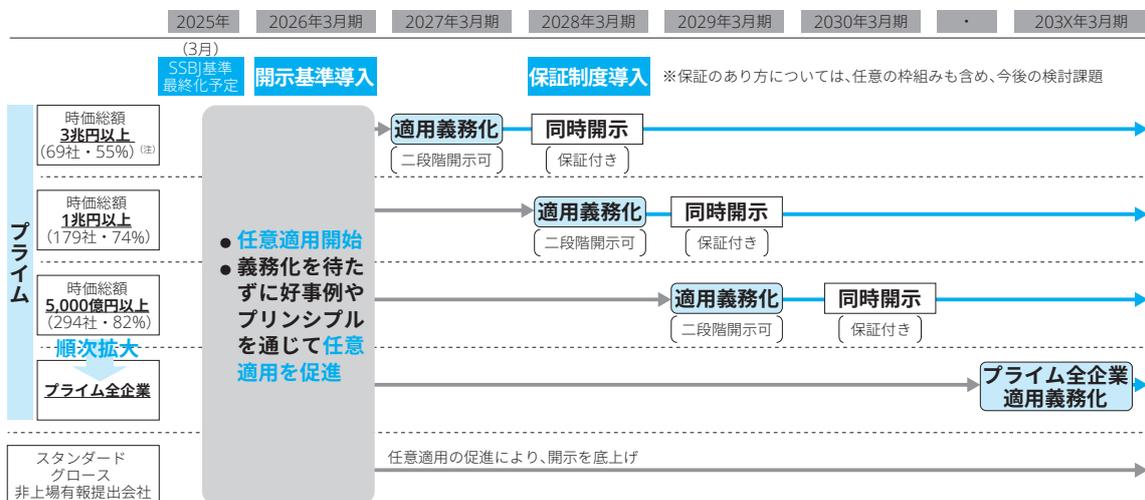
3. SSBJ基準の適用対象・適用時期等の検討状況の概要

第3回WGにおいて、WG事務局より、【図表1】のようなSSBJ基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性が提案された。

今後の状況に応じて柔軟に対応することを前提としながら、時価総額3兆円以上のプライム上場企業より時価総額に応じて段階的にSSBJ基準を導入することを「基本線」とする案が示された。

- 時価総額3兆円以上のプライム上場企業は、2027年3月期よりSSBJ基準の適用を義務化
- 時価総額1兆円以上のプライム上場企業は、2028年3月期からSSBJ基準の適用を義務化
- 時価総額5,000億円以上のプライム上場企業は、2029年3月期からSSBJ基準の適用を義務化
- 時価総額5,000億円未満のプライム上場企業は、2030年代での適用義務化を提案

【図表1】 サステナビリティ開示基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性（イメージ）



また、保証については、SSBJ基準の適用義務化の翌年から義務付ける、とされている。

WGでの検討は現在も継続しており、現時点では上記案を「基本線」としつつ、引き続き開示や保証のあり方の議論を進めていくこととされている。以下これまでに開催されたWG（第3回WGまで）における検討の概要について紹介する。

(1) SSBJ基準のあり方

① 開示基準のあり方

前述の通り、SSBJ基準は有価証券報告書に取り込んでいくことが想定されている（**2(1)②SSBJ基準の公開草案の公表参照**）。WGにおいても、この点について議論がされている。

国際的な比較可能性の観点や企業の実務負担の観点から、日本のSSBJ基準が、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることは重要であり、SSBJ基準はISSB基準と機能的に整合性が確保されていることが必須である、という意見が多く委員から示された。その上でISSB基準と同等なサステナビリティ情報の開示基準として作成されるSSBJ基準を、金融商品取引法令に取り込む方針とすることについては、各委員から賛成意見が示された。

② 他の制度・基準とのインターオペラビリティ（相互運用性）

SSBJ基準がISSB基準と機能的に同等なものと認められ、インターオペラビリティ（相互運用性）を確保できるよう、金融庁をはじめとする関係機関が、国際機関や諸外国と密接に連携していくことの重要性についてもWGで議論された。

加えて、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という）に基づく開示やGXリーグにおける排出量取引など、サステナビリティに関連する国内の諸制度についても、省庁間の調整を求める意見も示された。また、GHG排出量について、GHGプロトコルによる算定のほか、実際にISO等に基づく算定も既に行われているため、実務的にも相互運用性を確保するのは重要という意見もあった。

③ 保証制度の導入

第3回WGで示されたSSBJ基準のあり方と適用対象・適用時期の「基本線」【図表1】では、保証についても、SSBJ基準の適用が義務化された1年後に義務付けることが提案されている。

第2回WGでは、開示制度の検討にあたり保証のあり方も前提条件として重要であり、保証の水準や保証の対象範囲などについて、開示と並行して議論を進めていく必要があるという意見が多く委員から示されていた。また、開示と保証は一体であり、先行適用の場合であっても開示基準の導入と保証制度の導入は同時に適用することが望ましいという意見もあった。

しかし、第3回WGでは、早期に開示基準を導入することを優先すべきであるとして、適用義務化の1年後に保証制度を導入することに賛成する意見が多く示された。

なお、保証のあり方については、任意の枠組みも含め今後の検討課題とされており、第3回WG事務局資料で以下の5つの論点が示されている。保証制度の導入については、第4回以降のWGで本格的に検討されると思われるため、本誌次号以降で検討の状況について解説予定である。

論点1	サステナビリティ保証の範囲・水準等
論点2	サステナビリティ保証業務の担い手
論点3	サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準
論点4	サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方
論点5	自主規制機関の役割

(2) SSBJ基準の適用対象と適用時期、開示タイミング

① SSBJ基準の適用対象と適用時期の方向性

【図表1】の通り、第3回WGにおいて、WG事務局よりSSBJ基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性が提案されている。時価総額3兆円以上のプライム上場企業について、2027年3月期からSSBJ基準の適用を義務化するとともに、時価総額に応じて段階的にプライム上場企業にSSBJ基準を導入することを「基本線」とする案が示されている。この点について第3回WGにおいて、ほとんどの委員から賛成意見が示されている。

なお、【図表1】では、時価総額5,000億円未満のプライム上場企業の適用義務化の時期については「203X年」となっており、全プライム上場企業のSSBJ基準の適用義務化の時期は2030年代とされている。この点について第2回WGにおいて、企業側の計画的な取組を促す観点からスケジュールの明確化が必要であり、2030年代の早い時期に適用するという方向性を明らかにすべきとの意見が複数の委員より示された。一方で、現時点で2030年代に全プライム上場企業を対象とすることを基本線とすることは時期尚早であり、一律に期限を決めるのではなく、状況を見ながら時期を設定するなどの検討が必要という意見もあった。さらに、第3回WGにおいても、プライム市場上場の全ての企業に適用することが重要であり、導入目標の時期は定めるべきであるとの意見が示されている。

② 時価総額を基準とした段階適用

時価総額を基準とした段階適用の先行適用範囲については、第1回WG事務局案では、時価総額3兆円以上の企業と時価総額1兆円以上のプライム上場企業とされていた。しかし、第1回WGでの議論を踏まえた第2回

WG事務局案では、時価総額3兆円以上、時価総額1兆円以上に加え、時価総額5,000億円以上の企業まで先行適用の対象が拡大された。

先行適用対象の拡大については、第2回WGにおいて時価総額上位で300社くらいであり、グローバルな投資家がベンチマークとする銘柄がほぼ含まれること、投資家の意思決定に有用な情報を提供する観点からも意味が

ある水準という意見が示されている。

③ 時価総額の算定方法

第3回のWGでは、時価総額の算定方法として開示基準の適用対象の企業の判定にあたり、適用となる期の直前までの5事業年度末の時価総額の平均値を用いることがWG事務局より、提案されている（【図表2】参照）。

【図表2】時価総額の算定方法



出所：第3回WG 事務局説明資料P.5

上記算定方法は、IFRS財団が2024年5月に公表している、各国が制度導入する際の指針である「法域ガイド」を参考⁴に策定されたものである。この点について第3回WGでは、時価総額の算定にあたっては、予見可能性を重視することが大事であり、また複雑すぎないことが大事であることなどを理由として、事務局案の【算定例】に賛成する意見が複数示された。また、5年間の平均というのは少し長い印象があるという意見や、日本の市場区分の変更については、どのように考えるのか考慮する必要があるという意見もあった。

④ 二段階開示・同時開示の方法

ISSB基準では、財務諸表とサステナビリティ情報は同時に開示することが求められており、SSBJ基準の公開草案でも、原則としてサステナビリティ情報と財務諸表の同時報告を求めている。

一方、現行の日本の開示の実務では、サステナビリティ情報の詳細を含む統合報告書等は有価証券報告書の提出から2～3ヶ月後に公表されており、また、温対法によるGHG排出量の報告期限は、3月決算の有価証券報告書提出期日より後の7月末となっているなど、同時開示の実現には一定のハードルがあることが認識されている。

(a) 二段階開示と経過措置について

有価証券報告書の開示タイミングが実務上の課題となっているため、WGにおいてもSSBJ基準に準拠した開示を行う場合に、半期報告書など有価証券報告書以外の書類も用いた二段階開示（サステナビリティ情報の開示を遅らせる）を可能とするかについて検討が行われている。

この点について、第2回WGでは、原則は財務報告との同時開示を求めべきであるが、企業の実務上の負担等を考慮し、SSBJ基準の適用義務化の初年度についてのみ二段階開示を認めるという意見が多数であった。また、二段階開示と同時開示について、企業側の選択性としてはどうかという意見や、開示に時間を要するバリューチェーンからの情報（Scope3）についてのみ二段階開示してはどうか、という意見もあった。

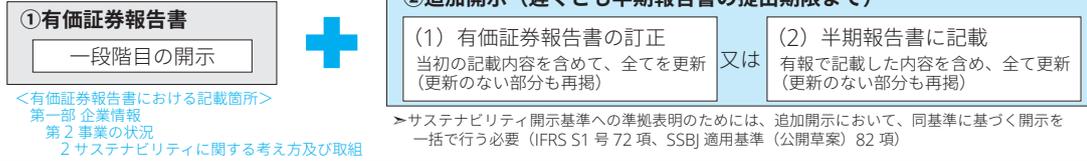
第3回WGでは、第2回WGでの検討を踏まえてWG事務局より、ISSB基準で認められている経過措置⁵と同様の経過措置を採用し、法定適用の初年度は二段階開示を容認（2年目以降は同時開示）する案が示された。さらに、二段階開示では、追加開示を有価証券報告書の訂正による方法、もしくは半期報告書に記載する方法が考えられるが（【図表3】参照）、各報告書における記載内容を明確化する必要があるため、第3回WGにおいて検討を行った。

4 「法域ガイド」では、サステナビリティ開示基準の適用対象企業について、主要な市場に上場する企業のうち、全て又は大半の企業に適用している必要があるとの考え方を示している。「大半」とは、法域において重要な企業を含む範囲がカバーされていることを意味しており、相対的な重要性として、「流通市場における株式時価総額の過去5年間の平均によって決定」とされている。（出所：第3回WG 事務局説明資料P.5）

5 ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）において認められた経過措置では、報告初年度は、財務諸表報告後、半期報告に併せてサステナビリティ報告を行うことを許容されている。（出所：第3回WG 事務局資料P.6）

【図表3】二段階開示の記載パターンと具体的な記載内容（一段階目の記載事項）のイメージ

【記載パターン】



【具体的な記載内容のイメージ：有価証券報告書（一段階目）で記載することが考えられる事項】

- ・2023年3月期から開始しているサステナビリティ情報の開示（ガバナンス、リスク管理、戦略、指標と目標。また、人材育成方針と社内環境整備方針やこれらの方針に関する指標と目標）
- ・S1（全般的な要求事項）、S2（気候関連開示）における定性情報（注）
- ・定量情報のうち、提出期限までに作成が難しい情報（S2（気候関連開示）のスコープ3等）以外のもの
※ 記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。

- ✓ 投資家への情報提供を後退させないことや、開示基準の適用対象外企業がこれまでどおり有報で開示する情報とのバランスを踏まえ、2023年3月期から開始しているサステナビリティ情報及び開示基準に基づく定性情報については、有報で開示することが考えられるか
- ✓ 定量情報についても、有報で開示可能な情報まで追加開示とする必要はないことから、例えば、スコープ3等の作成が難しい情報のみ限定して追加開示とすることが考えられるか

（注）ISSB基準における分類。SSBI公開草案では、ユニバーサル基準及びテーマ別基準（一般開示基準・気候関連開示基準）と整理されている。
出所：第3回WG 事務局資料P.6

この点について第3回WGでは、二段階開示に賛成する意見が複数みられた。また、追加開示を有価証券報告書の訂正による方法と半期報告書の提出による方法のどちらが良いかについては、長く閲覧可能という意味では、法律上の保存期間が長い有価証券報告書による訂正のほうが良い、との意見があった。さらに、経過措置のあり方については、同時開示が大前提の中で、特別な措置として議論すべきであるとし、経過措置を限定的に導入すべきであり、ISSBと同様に期間を1年に限るのが妥当、という意見が多く示された。一方で、2年が現実的との意見もあった。また、SSBJ基準の公開草案においても、経過措置について意見を募集しているため、SSBJ基準のコメント募集の結果も踏まえ検討する必要がある、という意見もあった。

(b) 同時開示について

経過措置の適用可能期間終了後あるいは、経過措置を適用しない場合、SSBJ基準に基づく開示に保証を受けて財務報告と同時に開示する。この際、企業の実務負担に配慮するとともに、制度保証を受けるために要する期間を考慮し、有価証券報告書の提出期限を延長する（事業年度終了後3ヶ月以内から、例えば事業年度終了後4

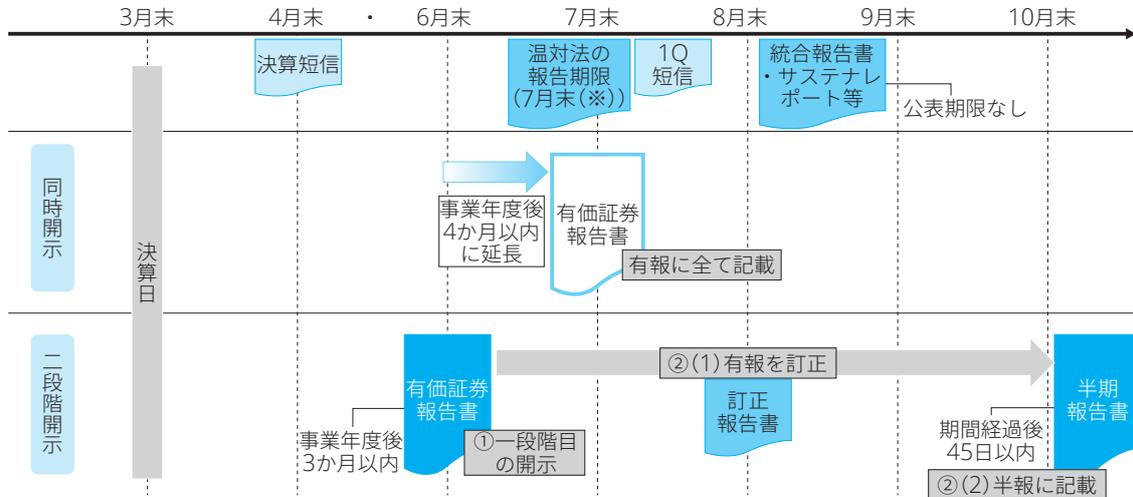
ヶ月以内に提出期限を延長）ことが考えられる。

この点について第2回WGでは、開示タイミングを遅らせてまで同時開示を求める必要があるか財務諸表利用者の意見を聞くべき、という意見や、財務情報の速報性は決算短信で確保できるので賛成という意見、株主総会の実務にも配慮し提出期限を延長することは慎重に議論すべき、など様々な意見がみられた。さらに、実際には欧州でも事業年度終了後2～3ヶ月で年次報告書を出している会社も多いため、4ヶ月以内とすると日本の情報開示が遅くなることを懸念する意見や、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出期限だけでなく、現在議論されている株主総会前の有価証券報告書の情報開示の観点からや、会社法の開示も含めた日本の法定開示制度の全体から議論すべきである、という意見も複数の委員から示された。

第3回WGでは、同時開示を行うために有価証券報告書提出期限を1ヶ月遅らせることについて、サステナビリティ情報開示のために監査済み財務諸表の提出も遅れるのは、投資家にとって抵抗感があるという意見や、サステナビリティ情報と財務情報のつながりが重要であり、経過措置は原則通り1年とし、同時開示を早期に進めることを望む意見があった。

【図表4】同時開示と二段階開示のイメージ

【3月決算企業の場合】



(注) 輸送事業者の場合は、毎年6月末までに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」による報告義務がある。

出所：第3回WG 事務局説明資料P.7

(3) その他サステナビリティ開示基準の導入における論点

① 海外に向けた情報開示の本邦での開示方法

第3回WGでは、欧州CSRD等の海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を海外に向けて行った場合に、それを日本の開示に取り込む方法の具体案についても検討が行われた。WG事務局からは、日本の投資家に対しても確実に情報提供されることを確保することが重要であるとの観点から、当該開示を行った場合には、臨時報告書の提出を行うことが提案された。また、この場合の記載内容や、日本語訳の必要性について、投資家利便と企業負担とのバランスを考慮してどのようにすべきか等について、検討が行われた。

この点について第3回WGでは、様々な意見がみられた。具体的には、臨時報告書で開示することに賛同する意見がある一方で、臨時報告書は、重要事実が発生した時の書類であり、臨時報告書にCSRDに基づく開示をするのはそぐわないのではないか、という意見や、CSRDで日本企業が開示したことを周知することを目的とするのであれば、そのような報告を金融庁が受けて、リスト

化して周知することも考えられるのではないかといった意見、サステナビリティ情報の虚偽記載に対する認識がまだ不明瞭で共通認識になりきっていない状況において臨時報告書で開示することは、金融商品取引法上の虚偽記載のエンフォースメントによって企業の開示を萎縮させる可能性があるとの意見、臨時報告書で提出することに賛成だが、提出が必要な場合の要件を明確化したほうが良い、など、様々な意見が示された。

4. おわりに

第3回WGでは、SSBJ基準の適用対象・適用時期等の「基本線」が示されるなど、SSBJ基準の導入に向けた議論が進展してきている。しかし、欧州CSRD等の海外制度に基づく開示を日本の開示に取り込む方法など、事務局案に対してWGで委員の見解が分かれている個別論点もまだ多い。また、今後本格的に検討が予定されている保証制度の導入の論点などもあり、引き続きWGでの議論の状況を注視していく必要があるだろう。

金融庁：「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表

『会計情報』編集部

金融庁は、2024年6月14日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

改正の概要は以下のとおりである。

1. 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等について

本件については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」を公表したことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要

の改正を行うものである。

2. 施行日

公布の日から施行される。

意見募集期間は令和6年7月16日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について：金融庁（fsa.go.jp）

以上

金融庁：「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）の公表

『会計情報』編集部

金融庁は、2024年7月3日に「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）を公表した。

1. 改正の概要

本改正は、「有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い」（企業内容等開示ガイドライン24-13）において、以下を明確化するため、所要の改正を行うものであるとされている。

- 既に有価証券報告書等の提出期限の延長承認を受けている発行者から、当該承認の対象となった有価証券報告書等と同一の有価証券報告書等について、再度の延長承認の申請があった場合の取扱い
- 有価証券報告書等の延長承認に係る事務処理の留意点（申請の可能性のある発行者に対する速やかな意向確認、発行者に対する早期の申請準備の遡及等）

備の遡及等）

2. 適用時期

本パブリックコメント終了後、速やかに適用する予定とされている。

意見募集期間は令和6年8月2日までとされている。

詳細については以下のウェブページを参照いただきたい。

「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正（案）の公表について：金融庁（fsa.go.jp）

以上

ASBJ：「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年6月21日付けで継続企業と後発事象に関する実務指針等についての調査研究を完了したため、「継続企業及び後発事象に関する調査研究」（以下「本文書」という。）を公表した。

ASBJのウェブページには、本文書は、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する

規則」第20条に規定する文書ではなく、意見の募集は行われたい旨が記載されている。

詳細については、ASBJのウェブページ（[「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の公表 | 企業会計基準委員会 \(asb-j.jp\)](#)）を参照いただきたい。

以上

ASBJ：移管指針「移管指針の適用」等の公表

『会計情報』編集部

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2024年7月1日付けで移管指針「移管指針の適用」等（以下「本移管指針」という。）を公表した。

我が国の会計基準は、ASBJが設立される前は、会計基準については企業会計審議会が公表し、実務上の取扱い等を示す企業会計に関する実務指針（Q & Aを含む。以下「実務指針等」という。）については日本公認会計士協会（JICPA）が公表していた。2001年にASBJが設立された後は、新しい会計基準、適用指針及び実務対応報告についてはいずれについてもASBJが公表することとされている。JICPAが公表した実務指針等については包括的にASBJに引き継ぐことはせず、引き継げるものから引き継ぐ形をとっているものの、多くの実務指針等はまたJICPAに残されている。

こうした状況を受けて、ASBJ及びJICPAは、JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するプロジェクトについての考え方を示し、関係者からの意見を募集することを目的として2023年6月に「日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管に関する意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。また、2023年11月開催の理事会では「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」が改正され、企業会計基準等に新たに「移管指針」の区分が設けられた。

ASBJでは、意見募集文書に対して寄せられた意見を踏まえ、会計に関する指針のみを扱う実務指針等の移管について検討が重ねられてきた。

2024年6月20日開催の第528回企業会計基準委員会において、以下の移管指針「移管指針の適用」等の公表が承認され、2024年7月1日に公表されている。

- 移管指針「移管指針の適用」
- 移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」
- 移管指針第2号「外貨建取引等の会計処理に関する

実務指針」

- 移管指針第3号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第4号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- 移管指針第5号「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 移管指針第7号「持分法会計に関する実務指針」
- 移管指針第8号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
- 移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第11号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ & A」
- 移管指針第12号「金融商品会計に関するQ & A」
- 移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ & A」
- 移管指針第14号「土地再評価差額金の会計処理に関するQ & A」

本移管指針については、2024年4月3日に公開草案が公表され、広くコメント募集が行われた後、ASBJに寄せられた意見を踏まえて検討が行われ、公表するに至ったものであるとされている。

【参考情報】

日本公認会計士協会（会計制度委員会）は、本移管指針が公表され、以下の委員会報告等がASBJに移管されたことに伴う対応として、2024年7月1日付けで以下の委員会報告等を廃止したことを公表している。

- 会計制度委員会報告第3号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」
- 会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計

処理に関する実務指針」

- 会計制度委員会報告第5号「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第7号（追補）「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第12号「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」
- 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に

関する実務指針」

- 会計制度委員会「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関するQ & A」
- 会計制度委員会「金融商品会計に関するQ & A」
- 会計制度委員会「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ & A」
- 会計制度委員会「土地再評価差額金の会計処理に関するQ & A」

詳細については、ASBJのウェブページ（[移管指針「移管指針の適用」等の公表 | 企業会計基準委員会 \(asb-j.jp\)](#)）及びJICPAのウェブページ（[移管に伴う会計制度委員会が公表した実務指針等の廃止について | 日本公認会計士協会 \(jicpa.or.jp\)](#)）を参照いただきたい。

以 上

IASBが金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」を修正する「金融商品の分類及び測定に関する修正」を解説するものである。当該修正は、2024年5月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された。

業は、比較情報の修正再表示を要求されない。

- IASBは、以下の項目に対応するIFRS第9号の修正を公表した。
 - 電子送金で決済される金融負債の認識の中止
 - 金融資産の分類—基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
 - 金融資産の分類—ノンリコース要素を有する金融資産
 - 金融資産の分類—契約上リンクしている商品
- IASBは、IFRS第7号に対する以下の修正も公表した。
 - 開示—その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品に対する投資
 - 開示—偶発的事象の発生（又は不発生）に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件
- これらの修正の必要性は、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項の、IASBの適用後レビューの結果として識別された。
- 本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度から適用され、早期適用は認められる。
- 企業は、他に定めがなければ、本修正をIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及的に適用することが要求される。企

背景

2022年にIASBは、IFRS第9号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューを完了した。全般的に、IASBは、作成者が要求事項を一貫して適用できることを見いだした。しかし、IASBは、IFRS第9号及びIFRS第7号の修正が要求されるいくつかの事項を識別した。2023年3月にIASBは、「金融商品の分類及び測定の修正—IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案」と題する公開草案（ED）²において、これらの修正を提案した。その後IASBは、EDに対して受け取ったフィードバックを検討し、修正を最終化することを決定した。

IFRS第9号の修正

電子送金で決済される金融負債の認識の中止

IFRS第9号の適用指針は、金融資産及び金融負債の当初認識日又は認識の中止日を明確化するために修正された。

既存の適用指針では、金融負債は決済日（すなわち契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったか、あるいはそれ以外に認識の中止に適格となったことにより、負債が消滅した日）に認識を中止すると規定している。この要求事項の代わりに、本修正では、企業が、電子送金システムを使用して現金決済される金融負債（又は金融負債の一部）について、企業が支払指示を出して、次のすべてに該当する場合に、かつ、そ

1 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトを参照いただきたい。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/ifrs-9-ifrs-7>)

2 公開草案ED/2023/3「金融商品の分類及び測定の修正—IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案」の詳細については、本誌2023年6月号iGAAP in Focus「IASB、金融商品の分類及び測定の要求事項の修正を提案する」を参照いただきたい。
(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/atc/202306/kaikeijyoho-202306-03.html>)

の場合にのみ、決済日前に弁済したとみなすことを認めている。

- 企業が支払指示の撤回、中止又は取消しを行う実際上の能力を有していない。
- 企業が支払指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有していない。
- 電子送金システムに関連した決済リスクが僅少である。

「決済リスク」とは、一般的には、取引が決済（又は完了）されないこと、したがって債務者が決済日に現金を債権者に引き渡さないことを指す。IFRS第9号の要求事項の目的上、債権者に現金を支払うことによって金融負債が弁済された時点で、債権者はもはや当該取引に関連した決済リスクに晒されていない。

電子送金システムの特徴が、支払指示の完了が標準的な管理プロセスに従い、上記の最初の2つの基準が満たされてから取引相手に現金が引き渡されるまでの時間が短いものである場合には、電子決済システムに関連する決済リスクは僅少である。しかし、支払指示の完了が、企業が決済日に現金を引き渡す能力を条件としている場合には、決済リスクは僅少ではない。

認識の中止の選択肢を金融負債に適用することを選択する企業は、同じ電子送金システムで行われるすべての決済に当該選択を適用しなければならない。

見解

電子送金で決済される金融負債の認識の中止に対するIFRS第9号の適用は、2021年9月のIFRS解釈指針委員会（IFRS IC）の関心を集めた。その際に、IFRS ICは、企業が以下を要求されることを暫定的に結論付けた。

- 営業債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する日に、営業債権の認識を中止する。
- 当該営業債権の決済として受け取る現金（又は他の金融資産）を同じ日において認識する。

本アジェンダ決定は、暫定的な結論の潜在的な結果について懸念が提起されたため、最終決定されなかった。代わりに、これらの懸念はIASBに付託された。

これに対応して、IASBは、どの時点で金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するのか、又はどの時点で金融負債が消滅するのかを明確化するために、IFRS第9号の修正を検討した。しかし、IASBの利害関係者は、どの時点で負債が消滅するのか、又は金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅するのかを決定することは、時間を要し、コストがかかり、各支払プラットフォーム及び関連する個々の契約条件の広範な（法的）分析が必要となる可能性があることを指摘した。これは、消滅する時点を決するための関連性のある規則及び要求事項は法域ごとに異

なっており、経済的に類似した金融資産及び金融負債の認識の中止が異なる時点で行われる結果となる可能性があるからである。

IASBは、したがって、IFRS第9号の認識及び認識の中止の要求事項を根本的には再検討せず、代わりに、上記の狭い範囲の修正を公表することを決定した。

見解

IASBの審議の一環として、IASBは、金融負債の認識の中止のための代替的な取り扱いを金融資産について利用可能とすべきではないと結論付けた。IASBの見解では、金融資産については、「支払指示の撤回、中止又は取消しを行う実際上の能力を有していない」という同等の概念は存在しない（現金の受取人はこれらの権利を有しているため）。IASBはまた、債務者が電子決済システムで支払指示を開始した（かつ、債務者が支払指示の撤回を行う実際上の能力を有していない）場合、債務者は現金が引き渡される前に現金にアクセスする（すなわち、使用する）実際上の能力を失うことにも留意した。しかし、取引相手（すなわち債権者）は、支払指示の通知時において現金にアクセスする実際上の能力を有していない。現金へのアクセスは、現金が債権者の口座に引き渡されたときのみ生じる。

金融資産の分類

基本的な融資の取決めと整合的な契約条件

IFRS第9号の適用指針は、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的かどうかについて、どのように企業が評価するかに関する指針を提供するために修正された。これは、企業が、環境、社会、ガバナンス（ESG）事項に関連する要素がある金融資産に対し、契約上のキャッシュ・フローを評価する要求事項の適用を支援することを目的としている。

IASBは、利息を評価する際に、企業が「どれだけの」補償を受け取るかではなく、企業が「何に対して」補償されるかに焦点を当てることを規定している。一方で、企業が受け取る報酬の金額は、基本的な融資のリスク又はコスト以外の何かに対して補償を受けていることを示唆している可能性がある。

本修正は、契約上のキャッシュ・フローが、基本的な融資のリスク又はコストではない変数（例えば、資本性金融商品の価値又は商品の価格）と関連している場合、又は借手の収益又は純利益に対する取り分を示す場合には、たとえそうした契約条件が企業が事業を営んでいる市場では一般的であるとしても、契約上のキャッシュ・フローは基本的な融資の取決めと整合的ではないことを明確化している。

場合によっては、偶発的事象により、契約上のキャッ

シュ・フローの変化の前後両方において、基本的な融資の取決めと統合的な契約上のキャッシュ・フローを生じさせるが、偶発的事象自体の性質は、基本的な融資のリスク又はコストの変化とは直接的には関係しない。例えば、融資の条件では、債務者が契約で指定された炭素排出量の削減を達成した場合、金利が指定された分だけ調整されることが定められている場合がある。このような場合、すべての契約上の可能性のあるシナリオにおいて、契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発事象がない同一の契約条件を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローと著しい相違がない場合、またその場合にのみ、当該金融資産は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有している。状況によっては、企業は定性的評価を行うことでその決定を行うことができるかもしれないが、他の状況においては、定量的評価を行うことが必要な場合もある。分析をほとんど又は全くしなくても契約上のキャッシュ・フローが著しく異なることが明らかである場合には、企業は詳細な評価を行う必要はない。

見解

IASBは、この評価が「著しく異なる」キャッシュ・フロー、「僅少とはいえない」キャッシュ・フローのいずれに基づくべきかを検討した。IASBは、改変後の貨幣の時間価値要素について、「僅少とはいえない」では過度に制限的である可能性があるというフィードバックに留意した。IASBは、企業がどれだけの補償を受け取るかではなく、何に対して補償されるかに焦点をあてた利息の評価と統合的に、「僅少とはいえない」という閾値は、企業が「どれだけの」補償を受け取るかを過度に強調することになると判断した。

また、IASBは、契約上のキャッシュ・フローの評価においては、金融商品の存続期間にわたって生じ得るすべての契約上のキャッシュ・フローを考慮することを確認した。すなわち、企業は、偶発的事象が発生する可能性にかかわらず、(契約条件が真正でない場合を除き)偶発的事象が契約上のキャッシュ・フローに及ぼす影響を考慮する。

上記を説明するために、IASBは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有する、又は有さない金融資産の以下の2つの例をIFRS第9号の適用指針に追加した。

設例1：

金融商品EAは、債務者が前報告期間中に契約で定められた炭素排出量の削減を達成した場合に、金利が固定のベースポイント分、報告期間ごとに調整される融資である。最大の可能性のある累積での調整は、融資の金利を大きく変動させるものではない。

この場合、企業は、契約上のキャッシュ・フローの変化の前後両方において、生じる可能性のある契約上のキ

ャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを考慮する。

炭素排出目標の達成という偶発的事象が発生した場合、金利は固定のベースポイント分、調整され、その結果、基本的な融資の取決めと統合的な契約上のキャッシュ・フローが得られる。偶発的事象自体の性質が基本的な融資のリスク又はコストの変化に直接関係していないからこそ、金融資産のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるかどうかを、さらなる評価なしに結論付けることはできない。

したがって、企業は、契約上可能なすべてのシナリオにおいて、契約上のキャッシュ・フローが、炭素排出量に関連する偶発的事象を除き、同一の契約条件を有する金融商品の契約上のキャッシュ・フローと著しく異なるかどうかを評価する。

金融商品の存続期間にわたるすべての調整が、契約上のキャッシュ・フローが著しく異なる状況をもたらさないもので、企業は、当該融資は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有すると結論付ける。

設例2：

金融商品IIは、市場で決定される炭素価格指数の前報告期間中の変動に応じて、金利が報告期間ごとに調整される融資である。

契約上のキャッシュ・フローは、変数(炭素価格指数)に連動して変化するが、これは基本的な融資のリスク又はコストではない。したがって、契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合しない。

見解

IASBは、IFRS第9号の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価は、他の金融資産と同様にESG連動要素を有する金融資産にも関連性があり、修正されたIFRS第9号の要求事項は、当該金融資産が償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値(FVTOCI)で測定される条件を満たしているかどうかを判断するための適切な根拠を提供すると判断した。

したがって、IASBは、ESG連動要素のある金融資産について、IFRS第9号の契約上のキャッシュ・フロー特性に関する要求事項から例外を設けることは、適切ではないと結論付けた。

ノンリコース要素を有している金融資産

IFRS第9号は、「ノンリコース」という用語の記述を強化するために修正された。本修正では、キャッシュ・フローを受け取る企業の最終的な権利が、特定の資産が生み出すキャッシュ・フローに、契約上限定されている場合、金融資産はノンリコース要素を有している。言い換えれば、企業は債務者の信用リスクではなく、主に特定の資産の履行リスクに晒される。例えば、キャッシュ・フローを受け取る債権者の最終的な権利は、契約

上、組成された企業の特定の資産から生じるキャッシュ・フローに限定されるかもしれない。

契約上リンクしている商品

本修正は、他の取引から区別される契約上リンクしている金融商品を含む取引の記述を明確化している。具体的には、本修正は、このような金融商品では、ウォーターフォール支払構造を通じて、契約上リンクしている複数の金融商品（トランシェ）を使用した金融資産保有者への支払の優先順位付けが設定され、当該支払構造は、信用リスクの集中を生じさせ、異なるトランシェの保有者間での不均衡な損失の配分を生じさせることを強調している。

また、本修正は、すべての複数の負債性金融商品の取引が、複数の契約上リンクされた金融商品を有する取引の要件を満たすわけではなく、債権者（又は債権者のグループ）に対する信用保護を提供するために、組成された融資の取決めもあることを記述している。例えば、組成された企業は債権者に返済するキャッシュ・フローを生成する原資産を保有するために、設立されるかもしれない。組成された企業は、優先及び劣後の負債性金融商品を発行する。債権者が優先的な負債性金融商品を保有しており、劣後の負債性金融商品を保有する組成された企業をスポンサーする企業は、優先的な負債性金融商品が支払可能でない限り、劣後の負債性金融商品を売却する実際上の能力を有していない。本修正の下では、そのような負債性金融商品の保有者は、契約上リンクしている商品に関する要求事項の代わりに、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローに関する要求事項を適用する。

IFRS第9号の契約上リンクしている商品の要求事項は、原金融商品プールに、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有する1つ以上の商品が含まれる場合のみ適用される。本修正は、この要求事項は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみに相当する契約上のキャッシュ・フローを有することを条件として、一部のリース債権など、分類の要求事項の対象外の金融商品も含むことを明確化している。本修正は、残存価値リスクに晒されているリース債権、又は基本的な融資のリスク又はコストではない変数（例えば、市場の賃貸料）に連動する変動リース料で構成されるリース債権には該当しないことを明記している。

IFRS第7号の修正

FVTOCIとして指定した資本性金融商品に対する投資

IFRS第7号の開示要求事項は、FVTOCIとして指定した資本性金融商品に対する投資に関して修正された。特に、企業は当期中にOCIとして表示される公正価値の利得又は損失を開示し、期間中に認識の中止を行った投資

に関連する公正価値の利得又は損失及び当期間の末日に保有している投資に関連する公正価値の利得又は損失を区分して開示することが要求される。企業が報告期間中にFVTOCIで測定された資本性金融商品に対する投資について認識を中止する場合、本修正により、報告期間中に認識の中止を行った投資に関連する当期中の資本の中での利得又は損失の累計額の振替を開示することが要求される。

また、企業は、FVTOCIとして指定された各資本性金融商品の報告日の公正価値を開示する必要はなく、この情報は商品のクラスごとに開示することができる。

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

本修正により、基本的な融資のリスク及びコスト（貨幣の時間価値、又は信用リスクなど）の変更に直接関連しない偶発的事象の発生（又は不発生）により、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融商品の開示要求事項が導入される。開示は偶発的事象の性質についての定性的な説明、契約上のキャッシュ・フローに発生し得る変更、契約条件の対象となる金融資産の総帳簿価額、金融負債の償却原価についての定量的な情報を含んでいる。企業は、FVTOCIとして指定された資本性金融商品又は償却原価で測定する金融資産のクラスごと、及び償却原価で測定する金融負債のクラスごとの開示を行うことが要求される。

見解

IASBは、偶発的事象に応じて変化する可能性のあるキャッシュ・フローを有する金融商品について、金融負債の分類の要求事項ではなく、金融資産の分類を修正したが、新しい開示要求事項は、金融資産と金融負債の両方に適用される。この結果、負債性金融商品（例えば、利息がESG指標にリンクした負債性金融商品）を発行する企業は、商品が償却原価又はFVTOCIの測定の規準を満たす場合、その商品の投資家と同様に、開示要求事項の範囲に含まれる。

見解

IASBは、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性がある契約条件を含む金融商品に要求される開示に関して、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」（適格な子会社の開示要求事項を限定する基準）についても同様の修正を行った。

発効日と移行

本修正は、2026年1月1日以後開始する事業年度から発効し、早期適用は認められる。

企業がこれらの修正を早期に適用することを選択した場合、次のいずれかを行う必要がある。

- すべての修正を同時に適用し、その事実を開示する。
又は、
- 金融資産の分類の修正を早期適用し、その事実を開示する。

見解

IASBの1名の理事は、金融資産又は金融負債の当初認識日又は認識の中止日に関連するIFRS第9号の修正の発効日に同意しないため、修正の公表に反対した。反対意見の中で、同氏は、提案された修正の発効日は、要求事項を適用すると広範囲な報告システムの変更が必要となる場合があり、企業に適用準備のための十分な時間を与えていないと述べている。

企業は、次に定める場合を除き、IAS第8号に従って、修正を遡及的に適用することが要求される。要求事項の目的に照らして、適用開始日は、企業が初めて修正を適用する事業年度の開始日とする。

企業は、修正の適用を反映するために、以前の期間を修正再表示する必要はない。企業が事後的判断を使用せずに、それが利用可能な場合に限り、以前の期間を修正再表示することができる。企業が以前の期間を修正再表示しない場合、金融資産及び金融負債の期首残高への調整として当初影響額を認識し、該当がある場合、累積的影響を適用開始日における利益剰余金期首残高（又は適切な場合、他の資本の構成要素として）への調整として、当初認識日に認識する。

金融資産の分類に対する修正の適用開始日に、企業は、修正を適用した結果、測定区分が変更された金融資産のクラスごとに、次の事項を開示する必要がある。

- 修正が適用される直前に決定された測定区分と帳簿価額
- 修正が適用された直後に決定された測定区分と帳簿価額

以上

iGAAP in Focus
財務報告

IASBは、子会社に対する削減された開示のフレームワークを導入する

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレター¹をご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusでは、国際会計基準審議会（IASB）が2024年5月9日に公表したIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」の概要を解説する。

- IASBはIFRS第19号を公表し、要件を満たす子会社が財務諸表にIFRS会計基準を適用する際、削減された開示を提供することを認める。
- 子会社が公的説明責任を有しておらず、最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している場合、子会社は削減された開示の要件を満たす。
- IFRS第19号の適用は、要件を満たす子会社にとって任意であり、これを適用することを選択する子会社についての開示要求を示す。
- 新基準は、2027年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。

社は、親会社への報告のために追加の会計記録を維持する必要がある。

この問題に対処するため、IASBは、2021年7月に「公的説明責任のない子会社：開示」と題した公開草案（ED）を公表した。IASBは、IFRS第19号を公表することにより、このEDを最終化した。

見解

IASBは、EDの提案に以下の重要な変更を加えた。

- 基準で使用される用語は、IFRS会計基準で使用されている用語と整合させる
- 詳細な開示要求、特に金融商品に関する開示要求を修正する
- 信用リスクに関して狭い範囲の開示要求を導入し、要件を満たす子会社の1つのグループのみに適用する
- 引き続き適用する他のIFRS会計基準の開示要求への参照場所を含め、基準の構成を変更する

背景

親会社がIFRS会計基準を適用する場合、子会社は、通常、連結目的で親会社に報告する際に、IFRS会計基準の認識及び測定の実施事項を適用する。

IASBは、こうした子会社の一部が、自身の財務諸表をIFRS会計基準を適用して作成しながら開示要求を削減することを望んでいるというフィードバックを受けた。

IASBは、「中小企業向け国際財務報告基準（IFRS for SMEs会計基準）」は、その認識と測定の実施事項がIFRS会計基準のものとは異なるため、これらの子会社にとって魅力的ではないことを認めた。

これにより、IFRS for SMEs会計基準を適用する子会

目的

IFRS第19号は、他のIFRS会計基準の開示要求の代わりに企業が適用することが認められる開示要求を規定している。

範囲

企業がIFRS第19号を適用することが認められるのは、報告期間の末日現在で以下のすべてに該当する場合に限られる。

- 子会社である（これには中間的な親会社が含まれる）
- 公的説明責任を有していない

¹ 英語版ニュースレターについては、IAS Plusのウェブサイトをご参照ください。
(<https://www.iasplus.com/en/publications/global/igaap-in-focus/2024/ifrs-19>)

- 最終的な又は中間的な親会社が、IFRS会計基準に準拠した、一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している。

子会社は、以下のいずれかの場合には公的説明責任を有している。

- 企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場（国内又は国外の証券取引所又は店頭取引市場（地方市場及び地域市場を含む））で取引されているか又は公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合
- 主要な事業の1つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保有している場合（例えば、銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、投資信託会社及び投資銀行は、多くの場合、この2つ目の要件を満たす）

見解

IFRS第19号における公的説明責任の定義は、IFRS for SMEs会計基準におけるものと同じである。したがって、要件を満たす子会社は中小企業の一部である。IASBは、IFRS会計基準を適用する親会社に報告する必要があるため、IFRS for SMEs会計基準の適用に魅力を感じない中小企業の一部のコスト及び便益を考慮してIFRS第19号を開発した（上記の「背景」を参照）。

要件を満たす企業は、連結財務諸表、個別財務諸表、又は単独の財務諸表にIFRS第19号を適用することができる。連結財務諸表にIFRS第19号を適用しない中間的な親会社は、要件を満たす場合、個別財務諸表でIFRS第19号を適用することができる。

IFRS第19号を適用する選択又は選択の取消し

ある報告期間にIFRS第19号の適用を選択した企業は、その後その選択を取消することができる。また、企業はIFRS第19号を複数回適用する選択を行うことも認められる。

比較情報（すなわち、前期の情報）は、IFRS第19号が当期に適用されるかどうかに基づいて決定される。

- IFRS第19号を当期に適用しているが直前期には適用していない企業は、当期の財務諸表において報告したすべての金額について、比較情報を提供することが要求される。ただし、IFRS第19号又は他のIFRS会計基準が他の方法を認めるか又は要求している場合は除く。
 - 同様に、IFRS第19号を前期に適用したが当期に適用しないことを選択する（又はもはや要件を満たさなくなった）企業は、当期の財務諸表において報告したすべての金額について、前期に係る比較情報を提供することが要求される。ただし、他のIFRS会計基準が他の方法を認めるか又は要求している場合は除く。
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤

謬」における会計方針の変更の要求事項は、IFRS第19号を適用する選択又は選択の取消しには適用されない。

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」との相互関係

IFRS第19号は、IFRS第1号を適用する要件を満たす企業（例えば、最初のIFRS財務諸表を作成する企業）に対して、IFRS会計基準の初度適用に関する削減された開示を提供している。

IFRS第19号を適用する選択又は選択の取消しは、それ自体では、企業がIFRS第1号の意味におけるIFRS会計基準の初度適用企業の定義を満たすことにはならない。

削減された開示要求

IFRS第19号の開示要求は、他のIFRS会計基準に規定された開示要求の削減版である。

IFRS第19号は開示のみの基準である。IFRS第19号を適用する要件を満たす子会社は、認識、測定及び表示の要求事項について、他のIFRS会計基準の要求事項を適用することが要求される。開示の要求事項については、以下の場合を除き、他のIFRS会計基準の開示要求の代わりにIFRS第19号が適用される。

- 他のIFRS会計基準における開示要求の一部は、IFRS第19号を適用する企業に依然として適用される。これらはIFRS第19号に定められている。
- IFRS第19号を適用する企業が、IFRS第8号「事業セグメント」、IFRS第17号「保険契約」又はIAS第33号「1株当たり利益」も適用する場合、それらの他の基準のすべての開示要求を適用することが要求される。
- 新IFRS会計基準又は修正IFRS会計基準には、当該新基準又は修正基準への企業の移行に関する開示要求が含まれている場合がある。これらの移行の開示要求に関してIFRS第19号を適用する企業に与えられる救済措置は、新IFRS会計基準又は修正IFRS会計基準に規定される。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に従って、IFRS第19号を適用する企業は、IFRS第19号が要求している特定の開示からもたらされる情報が重要性があるものではない場合には、その開示を提供することは要求されない。

企業は、IFRS第19号における具体的な要求事項への準拠が、財務諸表の利用者が、取引、他の事象及び状況が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解できるようにするのに不十分である場合には、追加的な開示を提供すべきかどうかを検討することが要求される。

財務諸表がIFRS会計基準及びIFRS第19号の要求事項に準拠している企業は、IFRS第19号を適用した旨の記述とともに、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を注記において行うことが要求される。

発効日

IFRS第19号は、2027年1月1日以後開始する事業年度に発効する。早期適用は認められる。企業がIFRS第19号を早期適用することを選択した場合、その旨を開示することを要求される。

IFRS第18号

IFRS第18号は2024年4月に公表され、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換える。IFRS第18号は、2027年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。IFRS第18号が最初に適用される報告期間より前の報告期間にIFRS第19号を適用することを選択した企業は、IFRS第19号の付録に規定された一連の修正された開示要求を適用することを要求される。

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の修正

2023年8月に公表された「交換可能性の欠如」は、IAS第21号を修正し、新たな開示要求を追加した。IAS第21号の修正は、2025年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用は認められる。企業が2025年1月1日より前に開始する事業年度にIFRS第19号を適用し、IAS第21号の修正を適用していない場合、「交換可能性の欠如」に関するIFRS第19号の開示要求を適用することは要求されない。

見解

IFRS第19号は、他のIFRS会計基準における新たな又は修正された開示要求と整合し、最新の状態を保つために、必要に応じて修正される。IASBは新たな基準を策定する場合又は基準の修正を行う場合には、開示要求の削減に関する原則を適用し、要件を満たす子会社のコスト及び便益を評価する。その後、IASBは、開示要求の削減に関するフィードバックを得て、IFRS第19号の結果的修正として公表し、これを新基準又は修正基準の付録に含める。

IFRS第19号の策定に当たって、IASBは、2021年2月28日時点のIFRS会計基準における開示要求を考慮に入れた。その後追加又は修正された基準の開示要求は変更を加えずに含まれている。IASBは、2021年2月28日から2024年5月の間に、IFRS会計基準に追加又は修正された開示要求に関するIFRS第19号の修正案である「キャッチアップ」公開草案を公表する。本稿執筆時点では、キャッチアップ公開草案は2024年第3四半期に公表される見込みである。

以上

会計基準等開発動向

2024年7月1日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■確定公表済

項目	内容	ステータス
日本公認会計士協会 (JICPA) が公表した実務指針等の移管	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討が行われていた。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととされていた。	2024年7月1日に移管指針「移管指針の適用」等が公表され、同日から適用されている。
継続企業及び後発事象に関する調査研究	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等については、そのすべてを移管の対象とはせず、優先順位に基づいて対応することが適切との考えが示されていた。そのうえで、国際的な会計基準及び監査基準等に照らした状況を踏まえ、継続企業と後発事象について実務指針等の移管に係る実行可能性について調査研究を実施することとしていた。	2024年6月21日に、左記調査研究が公表された。

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討が行われている。	2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月より、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について、IFRS第9号「金融商品」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）を開発の基礎として検討が進められている。現在、金融機関において適用されるIFRS第9号を出発点として適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準の開発に関する検討を継続しつつ、同時並行的に一般事業会社における取扱いに関する検討が行われている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	四半期報告書制度の見直しへの対応について、以下の検討を行う予定とされている。 ① 企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」（以下「中間会計基準」という。）及び企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」を統合した会計基準等の開発の要否 ② 中間会計基準に関連する他の会計基準等の修正への対応 ・中間会計基準等に関連する他の会計基準等のうち用語の置き換え ・中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかな項目の取扱い	②のうち中間会計期間の取扱いについて現行の会計基準等で取扱いが明らかな項目の取扱いに関して、2024年6月より検討が開始されている。

項目	内容	ステータス
上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	2023年11月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、上場企業等が保有する組合等への出資持分に関して、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討が行われている。	2023年12月より検討が開始されている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切れ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf ）が公表された。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■ 基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

項目	内容	ステータス
実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正	実務対応報告第19号で規定される繰延資産の会計処理のうち、株式交付費、新株予約権発行費、社債発行費、創立費及び開業費の会計処理の検討	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベル／実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。 第49回基準諮問会議（2023年11月22日開催）において、実務対応専門委員会におけるテーマ評価では、実務対応報告第19号を見直すことについて一定のニーズがあり、企業会計基準委員会で基準開発を行う価値があると考えられるが、見直しの範囲を実務対応報告第19号で扱う繰延資産とするか、より広く繰延資産全体とするかについて検討すべきとされた。 これを受けて、基準諮問会議において、基準開発の対象も含めた検討が継続されている。
バーチャルPPAの会計処理について	環境意識の高まりとともに今後、取引が拡大されると見込まれるバーチャルPPA（電力購入契約の一種）の会計処理の明確化	第49回基準諮問会議（2023年11月22日開催）において、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。 第50回基準諮問会議（2024年3月11日開催）において、実務対応専門委員会のテーマ評価では、バーチャルPPAについて需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計処理を検討するアプローチについては新規テーマとして取り上げる要件を満たしているとの評価が行われている。 今後、追加情報の収集及び分析を行ったうえで、次回以降改めて審議を行うこととされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）のIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（コメント期限：2024年7月31日）が公表されている。

項目	内容	ステータス
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2024年3月29日にサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（コメント期限：2024年7月31日）が公表されている。

（補足）サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期については、金融庁金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」にて検討が行われている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証実務委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等の公表に伴う実務指針等の改正及び廃止	ASBJから2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等に対応するため、会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の実務指針等について見直しを行うもの。	2023年5月2日付で、左記実務指針等の改廃に関する公開草案が公表され、2023年8月4日まで意見募集が行われていた。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）	ASBJにおいて、実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」が公表されたことを受け、財務諸表等規則等及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）等について所要の改正を行うもの。	2024年6月14日付で左記改正案が公表され、2024年7月16日まで意見募集が行われている。

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

デロイト トーマツ グループ CFOプログラムよりご案内

デロイト トーマツ グループでは、CFOが直面する日々の課題に沿った最新のインサイトを発信し、CFOをナレッジの面から支援しています。特に、現役CFOを対象とした四半期毎の意識調査「CFO Signals」では、デロイト トーマツのプロフェッショナルによる分析を加えたレポートを定期的に発行しております。ぜひ最新のレポートをご覧ください。

■CFO Signals

概要：企業を取り巻く経済環境に関するCFOの定期的な意識調査

対象：日本企業、および日本で活躍するグローバル企業のCFO

時期：四半期毎（2月、5月、8月、11月）

内容：経済環境に関する調査に加え、毎回時流に沿ったテーマにて実施

最新レポートはこちらから



そのほかCFOをはじめとした、CxOの皆様には有益な最新のインサイトの発信を随時行っています。

CxOプログラムが発刊するレポート等詳細は下記サイトをご覧ください。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/topics/c-suite-agenda.html>

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)
<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツテクニカルセンター (IFRS CoE)」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- **デロイト トーマツのIFRSサービス**
デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針
- **IFRSとは**
IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/IFRSをめぐる日本の動向/IFRS関連略称
- **解説記事**
IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター
- **セミナー**
IFRSセミナー
- **出版物**
市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 トーマツテクニカルセンター (IFRS CoE)
Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohmatsumo.co.jp

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 **US/米国会計基準**
<http://www.deloitte.com/jp/us>

Heads Upニュースレター

デロイト米国事務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行）

EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング（3ヵ月毎）開催後に発行

Accounting Roundupニュースレター

米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（四半期、年次で発行。）

お問合せ先 審査（PCAOB・ISA） E-mail:jp_us_contact@tohmatu.co.jp



デロイト トーマツ グループ公式アプリ

国内外の調査レポートや会計情報、セミナー情報をお届けしています。

Deloitte.comの中から厳選した情報を中心に発信しています。

ぜひお手元のスマートフォンにインストールしてご活用ください。

アプリの主な機能

Home

最新記事や国内外の調査レポート、SNS更新情報を確認できます。また、関心のあるサービスなどに基づいて配信されるプッシュ通知もこちらから。

会計情報

会計情報は、その時々話題となっている会計、税務、コンサルティング等に関わるテーマを、デロイト トーマツ グループの専門家がわかりやすく解説する月刊情報コンテンツです。

レポート

国内での最新調査レポートはもちろんデロイトのグローバルネットワークを通じた調査レポートに、日本のプロフェッショナルがより掘り下げた解説をつけています。

セミナー

様々な専門分野・ビジネス領域における各種セミナー / Webinarの予定をご覧ください。

More (その他)

ビジネス変革の最前線から、プロフェッショナルの視点を発信する『D-nnovation Perspectives Blog』では、いま話題のテーマを、それぞれの専門領域独自の切り口とコンテキストで分かりやすく解説。そのほか、デロイト トーマツグループのウェブサイトの検索もこちらから行っていただけます。

アプリのインストール後、「アプリ設定」から関心のあるサービスやインダストリーを登録していただくと、関連した情報が更新された際に通知を受け取ることができるようになりますので、ぜひご登録ください。

以下のQRコードをお手持ちのスマートフォンまたはタブレットで読み取ることで、ダウンロード可能です。



←iOS、iPadOS版はこちらから



←Android OS版はこちらから

- ※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ※ iOSは、米国Ciscoのライセンスに基づき使用されている商標です。
- ※ iPadOSは、Apple Inc. の商標です。
- ※ Androidは Google LLC の商標です。

会計情報

発行日 令和6年7月20日(毎月20日発行)
第576 8月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
冊子の宛先変更・配送停止をご希望の方は以下メールアドレスまでご連絡ください。
JPTOKYOTRC_Mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供し、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001